○消防用設備等認定手数料規程

（昭和51年６月１日
消安セ規程第４号）

改正　昭和51年10月１日消安セ規程第８号
昭和52年12月１日消安セ規程第４号
昭和52年12月20日消安セ規程第５号
昭和53年８月20日消安セ規程第７号
昭和54年７月28日消安セ規程第６号
昭和55年７月10日消安セ規程第７号
昭和57年７月15日消安セ規程第２号
昭和60年８月１日消安セ規程第４号
昭和61年６月２日消安セ規程第５号
昭和62年４月１日消安セ規程第５号
昭和62年９月１日消安セ規程第７号
昭和63年５月10日消安セ規程第４号
昭和63年10月６日消安セ規程第６号
平成元年６月30日消安セ規程第11号
平成元年12月22日消安セ規程第16号
平成３年３月18日消安セ規程第１号
平成３年４月22日消安セ規程第５号
平成４年４月１日消安セ規程第６号
平成４年10月20日消安セ規程第24号
平成５年10月１日消安セ規程第29号
平成６年10月１日消安セ規程第10号
平成７年５月18日消安セ規程第８号
平成７年６月30日消安セ規程第10号
平成８年３月26日消安セ規程第６号
平成８年８月19日消安セ規程第17号
平成10年10月１日消安セ規程第14号
平成13年２月１日消安セ規程第21号
平成13年４月25日消安セ規程第12号
平成16年６月１日消安セ規程第15号
平成18年３月１日消安セ規程第５号
平成21年４月１日消安セ規程第３号
平成21年11月20日消安セ規程第16号
平成24年７月９日消安セ規程第19号
平成26年２月24日消安セ規程第４号
平成28年１月30日消安セ規程第３号
平成31年１月11日消安セ規程第１号
令和２年１月７日消安セ規程第１号
令和２年10月２日消安セ規程第13号
令和４年10月25日消安セ規程第15号
令和５年10月17日消安セ規程第３号
令和７年３月25日消安セ規程第10号

第１条　消防防災の用に供する設備等認定規程（平成13年消安セ規程第10号。以下「認定規程」という。）第23条に定める手数料は、この規程の定めるところによる。

第２条　消防用設備等又はこれらの部分である機械器具（以下「設備等」という。）の型式認定手数料は、型式認定を受けようとする者が認定機関間の国際相互承認協定（IAF-MLA）に署名した認定機関から認定を受けた認証機関よりJIS Q 9001（ISO9001、以下同じ。）の認証を取得している場合に限り、１件につき242,700円（消費税別、以下同じ。）、型式認定を受けようとする者が上記認証機関よりJIS Q 9001の認証を取得していない場合は、１件につき250,000円とする。

ただし、型式認定試験に２日以上の日数を要する場合は、１日追加するごとに100,000円を加算することとし、総合操作盤の型式認定手数料は、600,000円とする。

２　型式変更認定手数料及び性能確認試験手数料は、１件につき125,000円とする。

ただし、型式変更認定試験又は性能確認試験に２日以上の日数を要する場合は、１日追加するごとに100,000円加算することとする。

３　型式認定の更新手数料は、１件につき8,000円とする。

ただし、試験を伴うものにあっては、手数料のほか発生する旅費その他必要な経費等に係る額を勘案してその都度定める金額とする。

４　個別認定手数料は、別表のとおりとする。

５　再審査手数料及び補正試験手数料は、前各項に掲げる手数料の範囲内において実費を勘案してその都度定める金額とする。

６　製造工場等の追加及び不適合に対する是正状況の確認のための臨時サーベイランスに係る手数料は、実費を勘案してその都度定める金額とする。

７　型式認定、型式変更認定、性能確認、個別認定、再審査、補正試験又はサーベイランスを海外において実施する場合にあっては、手数料のほか発生する旅費その他必要な経費等に係る額を勘案してその都度定める金額とする。

第３条　手数料は、申請時に納付するものとする。

附　則

この規程は、昭和51年６月１日から実施する。

附　則

この規程は、昭和51年10月１日から実施する。

附　則

この規程は、昭和52年12月１日から実施する。

附　則

この規程は、昭和52年12月20日から実施する。

附　則

この規程は、昭和53年８月20日から実施する。

附　則

この規程は、昭和55年１月１日から実施する。

附　則

この規程は、昭和55年７月10日から実施する。

附　則

この規程は、昭和57年７月15日から実施する。

附　則

この規程は、昭和60年８月１日から実施する。

附　則

この規程は、昭和61年８月１日から実施する。

附　則

この規程は、昭和62年４月１日から実施する。

附　則

この規程は、昭和62年９月１日から実施する。

附　則

この規程は、昭和63年５月10日から実施する。

附　則

この規程は、昭和63年10月６日から実施する。

附　則

この規程は、平成元年６月30日から実施する。

附　則

この規程は、平成２年１月１日から実施する。

附　則

この規程は、平成３年４月１日から実施する。

附　則

この規程は、平成３年４月22日から実施する。

附　則

この規程は、平成４年４月１日から実施する。

附　則

この規程は、平成４年10月20日から実施する。

附　則

この規程は、平成５年10月１日から実施する。

附　則

この規程は、平成６年10月１日から実施する。

附　則

この規程は、平成７年５月18日から実施する。

附　則

この規程は、平成７年７月１日から実施する。

附　則

１　この規程は、平成８年４月１日から実施する。

２　平成８年３月31日において現に認定されている非常通報装置を平成９年３月31日までの間に火災通報装置として型式認定を申請する場合は、型式認定手数料を7,000円とする。

３　平成９年３月31日までの間に非常通報装置の個別認定を申請する際の個別認定手数料は、なお従前の例による。

附　則

この規程は、平成８年８月19日から実施する。

附　則

この規程は、平成10年10月１日から実施する。

附　則

１　この規程は、平成13年２月１日から実施する。

２　平成13年２月１日消安セ規程第１号附則第２項及び第４項の規定により認定を行う場合には、なお従前の例による。

３　平成13年２月１日消安セ規程第１号による改正前の消防防災の用に供する設備等認定規程により型式認定を受けた設備等を、改正後の消防用設備等認定規程により型式認定を申請する際は、理事長が別に定めるところにより手数料を減免することができる。

附　則

１　この規程は、平成13年４月25日から実施する。

２　この規程による改正前の消防用設備等認定規程により型式認定を受けた設備等について改正後の消防用設備等認定規程により型式認定を申請する際は、理事長が別に定めるところにより手数料を減免することができる。

附　則

１　この規程は、平成16年６月１日から実施する。

２　基本型総合操作版評価手数料規程（平成９年消安セ規程第13号）は、廃止する。

附　則

１　この規程は、平成18年４月１日から実施する。

２　この規程実施の際、消防防災用設備機器性能評定規程により性能評定されている蓄光式避難標識を蓄光式誘導標識又は高輝度蓄光式誘導標識として型式認定を申請する場合は、理事長が別に定めるところにより手数料を減免することができる。

附　則

1　この規程は、平成21年４月１日から実施する。

2　平成21年４月１日消安セ規程第５号による改正前の消防防災用設備機器性能評定規程により型式評定を受けた設備機器を、平成21年４月１日消安セ規程第２号による改正後の消防用設備等認定規程により型式認定を申請する際は、理事長が別に定めるところにより手数料を減免することができる。

附　則

この規程は、平成21年12月１日から実施する。

附　則

この規程は、平成24年８月１日から実施する。

附　則

この規程は、平成26年４月１日から実施する。

附　則

この規程は、平成28年２月13日から実施する。

附　則

この規程は、平成31年１月11日から実施する。

附　則

この規程は、令和２年１月７日から実施する。

附　則

1　この規程は、消防庁長官によるスプリンクラー設備等の送水口の登録を受けた日から実施する。

2　消防庁長官によるスプリンクラー設備等の送水口の登録を受けた日において、現に（一社）日本消防放水器具工業会から認定されているスプリンクラー設備等の送水口を令和３年３月31日までの間に認定規程に定めるスプリンクラー設備等の送水口として型式認定を申請する場合は、型式認定手数料を8,000円とする。

附　則

1　この規程は、消防庁長官による不活性ガス消火設備の閉止弁の登録を受けた日から実施する。

2　消防庁長官による不活性ガス消火設備の閉止弁の登録を受けた日において、現に型式評定を受けている不活性ガス消火設備等の閉止弁を令和５年３月31日までの間に認定規程に定める不活性ガス消火設備の閉止弁として型式認定を申請する場合は、型式認定手数料を8,000円とする。

附　則

この規程は、令和５年10月17日から実施する。

附　則

この規程は、令和７年４月１日から実施する。

別　表

消防用設備等又はこれらの部分である機械器具個別認定手数料（消費税別）

その１　屋内消火栓及び連結送水管の放水口

１個につき　80円

その２　合成樹脂製の管及び管継手

工場組立キット	１個につき　25円
呼称25Ａ以上	１個につき　3.5円
呼称20Ａ以下	１個につき　1.5円

その３　金属製管継手

加圧送水装置用可撓管継手	呼び径　150A以下	１個につき　400円
	呼び径　200A以上	１個につき　1,000円
絞り加工管継手	呼び径　25×15	１個につき　5円
	呼び径　50×32、50×40、65×50	１個につき　10円
ヴィクトリック型		１個につき　20円
ハウジング型		１個につき　20円
溶接チー		１個につき　15円
溶接サドル継手		１個につき　15円
分岐管ドラム		１個につき　15円
伸縮式管継手		１個につき　20円
可動式管継手		１個につき　500円
		１個につき　120円
		１個につき　20円
ブッシング		１個につき　10円
フレアーフランジ、フレアー加工フランジ		１個につき　10円
多口継手		１個につき　15円
マジックジョイント		１個につき　50円
ねじ込み継手	呼び径　25A～50A	１個につき　10円
	呼び径　65A～150A	１個につき　20円
スプリンクラー巻き出し配管	スプリンクラー取付け用	１個につき　10円
	可撓管継手　1.5m未満	１個につき　20円
	可撓管継手　1.5m以上3m未満	１個につき　50円
	可撓管継手　3m以上4m未満	１個につき　80円
	可撓管継手　4m以上	１個につき　150円
	回転式	１個につき　20円

スプリンクラー巻き出し配管	ユニット型	基本	１個につき　15円
		3m以下	１個につき　80円
		4m以上10m未満	１個につき　150円
		10m以上	１個につき　200円
耐震性可撓管継手			１個につき　600円
免震用可撓管継手		A型	１個につき　1,000円
		B型	１個につき　2,000円
クローザージョイント	A型	呼び径　65A	１個につき　700円
		呼び径　80A～300A	１個につき　1,000円
	B型	呼び径　65A	１個につき　560円
		呼び径　80A～300A	１個につき　800円
管端つば出し管継手			１個につき　25円
バーリング加工部材管継手			１個につき　25円
屋内消火栓用可撓管継手		呼び径　25A 以下	１個につき　400 円
		呼び径　32A 以上	１個につき　600 円
泡消火設備感知配管用可撓管継手		1.5m未満	１個につき　20円
		1.5m以上3m未満	１個につき　50円
		3m以上4m未満	１個につき　80円
		4m以上	１個につき　150円

その４　バルブ類

バタフライ弁（アルミを除く）、逆止弁、仕切弁、ボール弁	呼び径　32A以下	１個につき　120円
	呼び径　40A～80A	１個につき　160円
	呼び径　100A～150A	１個につき　230円
	呼び径　200A以上	１個につき　540円
バタフライ弁（アルミ）	呼び径　40A～80A	１個につき　100円
	呼び径　100A～150A	１個につき　200円
	呼び径　200A以上	１個につき　500円
定流量弁		１個につき　900円
減圧弁・一次圧力調整弁		１個につき　1,400円
圧力上昇防止装置		１個につき　70円

その５　ポンプを用いる加圧送水装置

基本型	１台につき　2,500円
ユニット１型	１台につき　3,000円
ユニット２型	１台につき　3,500円
ユニット３型	１台につき　4,000円

特定施設水道連結型スプリンクラー設備用	１台につき	2,500円

その６　圧力水槽方式の加圧送水装置

１個につき　10,000円

その７　加圧送水装置の制御盤

１個につき　2,500円

その８　不活性ガス消火設備等の噴射ヘッド

１個につき　50円

その９　不活性ガス消火設備等の音響警報装置

音声装置	１個につき	1,200円
スピーカ、ベル、ブザー、サイレン	１個につき	600円

その10　不活性ガス消火設備等の容器弁

二酸化炭素・ハロン1301・ハロン1211・粉末	１個につき	90円
窒素・IG-55・IG-541・HFC-23・HFC-227ea	１個につき	210円
加圧用ガス容器用	１個につき	90円

その11　不活性ガス消火設備等の放出弁

移動式ホース用	１個につき	70円
呼称50Ａ以上	１個につき	1,100円
呼称40Ａ以下	１個につき	600円

その12　不活性ガス消火設備等の選択弁

呼称50Ａ以上	１個につき	1,700円
呼称40Ａ以下	１個につき	1,000円

その13　不活性ガス消火設備及びハロゲン化物消火設備の制御盤

１面につき　2,500円

その14　不活性ガス消火設備の閉止弁

呼称50Ａ以上	１個につき	1,100円
呼称40Ａ以下	１個につき	600円

その15　移動式の不活性ガス消火設備等のホース等

１個につき　500円

その16　粉末消火設備の定圧作動装置

１個につき　100円

その17　開放型散水ヘッド

１個につき　30円

その18　パッケージ型消火設備

Ⅰ型	１個につき	1,200円
Ⅱ型	１個につき	900円

その19　避難はしご

１個につき　300円

その20　避難ロープ

１個につき　100円

その21　すべり台

５階層以下	１基につき	5,800円
５階層を超え10階層以下	１基につき	16,700円

その22　救助袋

垂直式	袋本体の長さが10mを超えるもの	１基につき	2,000円
	袋本体の長さが10m以下のもの	１基につき	1,100円
	ハッチ用のもの	１基につき	600円
斜降式	袋本体の長さが15mを超えるもの	１基につき	2,000円
	袋本体の長さが15m以下のもの	１基につき	1,100円
特定一階段用	袋本体の長さが10mを超えるもの	１基につき	2,000円
	袋本体の長さが10m以下のもの	１基につき	1,100円

その23　中輝度蓄光式誘導標識

壁用	１個につき	37円
床用	１個につき	52円

その24　高輝度蓄光式誘導標識

壁用	１個につき	80円
床用	１個につき	120円
床・壁用	１個につき	120円

その25　火災通報装置

１個につき　2,000円

その26　特定火災通報装置

１個につき　500円

その27　総合操作盤

１台につき　50,000円

その28　パッケージ型自動消火設備

パッケージ型自動消火設備Ⅰ型	１個につき	1,500円
パッケージ型自動消火設備Ⅱ型	１個につき	600円

その29　スプリンクラー設備等の送水口

１個につき　160円